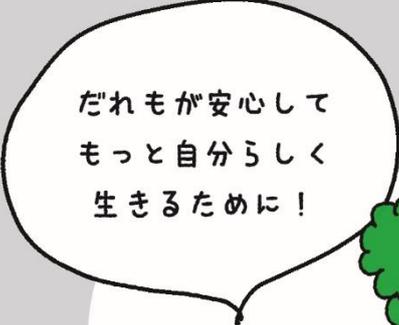




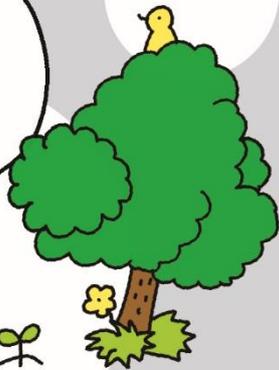
かまくらジェンダー 平等プラン



鎌倉市男女共同参画計画（第3次）
—前期推進計画（令和4年度～令和8年度）—



だれもが安心して
もっと自分らしく
生きるために！



目次

第1章 推進計画の概要

1	推進計画の名称	1
2	推進計画の位置づけ	1
3	推進計画の機関	1
4	推進計画の進行管理	1
5	かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】体系図	2

第2章 推進計画の内容

目標Ⅰ	ジェンダー平等社会実現への理解促進	4
目標Ⅱ	意思決定の場でのジェンダー平等の推進	6
目標Ⅲ	安全・安心に暮らせる社会の実現	9
目標Ⅳ	ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり	14
目標Ⅴ	配偶者等に対する暴力の根絶	17

1 推進計画の名称

かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】前期推進計画

2 推進計画の位置付け

本計画は、「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】」の「第3章 施策の展開」に基づき、鎌倉市が取り組むべき推進計画として策定します。

3 推進計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】									
前期推進計画※					後期推進計画※				

4 推進計画の進行管理

- ◆ 本計画に基づく施策の実施状況について、毎年、「鎌倉市男女共同参画推進委員会」に報告の上、公表するものとします。
- ◆ 「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】」に基づく積極的な施策の推進を図るため、「鎌倉市男女共同参画推進委員会」において進捗状況の評価、意見等を述べます。
- ◆ 「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】」の目標達成に向けた進行管理を行うため、「鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会」において、総合的な調整等を行っていきます。

（補足）

・関連指標の「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画」及び「鎌倉市特定事業主行動計画」について、次期計画の策定に伴い指標を改正する予定です。

5 かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】体系図

目標	方針	施策
I ジェンダー平等社会 実現への理解促進	1 ジェンダー平等の 意識づくり	(1) 生命・人権・性の尊重 (2) ジェンダー平等意識の醸成と固定的性別役割分担意識の 是正
	2 多様な性の尊重	(1) 多様な性への理解と支援
II 意思決定の場での ジェンダー平等の 推進	1 あらゆる場面での ジェンダー平等の 推進	(1) 市民の自主的な社会貢献活動への支援とジェンダー平等 (2) ジェンダー平等の視点を持つ市民団体や事業者との協働
	2 政策・方針決定過程 への女性の参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画 (2) 市職員等の女性の登用及び職域拡大
III 安全・安心に暮らせ る社会の実現	1 生活の安定と 福祉の充実	(1) 生活困窮者等への支援
		(2) ひとり親家庭への支援
		(3) 外国籍市民への支援
		(4) 子育てのための環境づくり
		(5) 高齢者・障害者介護のための環境づくり
		(6) 包括的支援体制の推進
	2 心とからだの 健康づくり	(1) 生涯を通じた健康のための支援
		(2) 性と生殖の健康・権利の尊重
		(3) 一人ひとりの命を大切にすまちづくり
	3 性犯罪・性暴力対策 の推進	(1) 性犯罪・性暴力防止に向けた啓発
		(2) 性犯罪・性暴力に関する相談事業の充実
	4 防災分野等における ジェンダー平等の推進	(1) 防災分野等におけるジェンダー平等の視点の強化

目標	方針	施策
Ⅳ ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 性別の違いによらない役割分担の促進
	2 働く場でのジェンダー平等の基盤づくり	(1) 雇用機会・労働条件におけるジェンダー平等の実現 (2) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
	3 職場・就業環境の整備	(1) 妊娠・出産・育児・介護等への適切な配慮 (2) 労働時間の短縮と多様な働き方の推進 (3) 職場におけるハラスメントの防止
Ⅴ 配偶者等に対する暴力の根絶	1 DV防止の啓発活動の充実	(1) DV防止の啓発活動の充実
	2 DV被害者等への相談体制の整備・充実	(1) 女性相談の充実と包括的支援 (2) 男性被害者のための相談体制づくり
	3 DV被害者等の安全確保と自立支援	(1) 一時保護と自立支援の体制づくり

目標 I ジェンダー平等社会実現への理解促進



方針 1 ジェンダー平等の意識づくり

(1) 生命・人権・性の尊重

施策	取組内容	担当課
生命の大切さについての啓発活動の充実を図ります	いのちの始まり、いのちの大切さ、思春期のこころと身体の変化、自分の未来などについて考え学ぶ「いのちの教室」を実施します	市民健康課
	「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施します	教育指導課
人権に関する啓発活動を行います	人権擁護委員会とともに、紙芝居を活用した「人権教室」や「中学生人権作文コンテスト」などを実施します	地域共生課
	人権週間等での啓発事業を行います	地域共生課
	県の「人権移動教室」を活用します	教育指導課
豊かな人権感覚を身に付け職務にあたるよう市職員、教職員の研修を行います	人権団体が主催する講演会等に市職員が参加し、人権問題に関する情報を習得します	地域共生課
	人権団体が主催する講演会等に教職員が参加し、人権問題に関する情報を習得します	教育指導課
	人権に関する教職員向けの研修会を実施します	教育センター
小・中学校での子どもの発達段階に応じた適切な性教育を推進します	いのちの始まり、いのちの大切さ、思春期のこころと身体の変化、自分の未来などについて考え学ぶ「いのちの教室」を実施します【再掲】	市民健康課
	性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を実施します	教育指導課
性に関する悩みについて、小・中学校での相談体制の充実を図ります	「教育相談期間」を設け、性に関する悩み等について対応します	教育指導課
	「鎌倉市教育相談コーディネーター連絡会」を開催し、研修を行います	教育指導課

(2) ジェンダー平等意識の醸成と固定的性別役割分担意識の是正

施策	取組内容	担当課
ジェンダー平等意識を深めるための啓発活動や情報提供を行います	男女共同参画週間等での啓発活動や情報提供を行います	地域共生課
市の情報発信においては、ジェンダー平等に配慮した表現を用います	市が発信する刊行物・ホームページ等での内容（ことばやイラスト）について、ジェンダー平等の視点に立った表現に配慮します	地域共生課 広報課

方針 2 多様な性の尊重

(1) 多様な性への理解と支援

施策	取組内容	担当課
多様な性についての理解を深めるための啓発活動や情報提供を行います	差別や偏見をなくすための啓発活動や研修を実施します	地域共生課 職員課 教育センター
性的マイノリティの人々が自分らしく生活できるよう取組を推進します	「鎌倉市パートナーシップ宣誓制度」を実施します	地域共生課
	市の申請書等の unnecessary 性別欄を廃止します	地域共生課
	小・中学校にみんなのトイレを設置します	学校施設課
性的マイノリティの人々の不安や悩みに対応するための体制を整えます	性的マイノリティの人々の相談体制を整えます	地域共生課

★ 関連指標 (第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画より抜粋)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
人権が尊重される社会となっていると感じる市民の割合	70.2%	2019	76.0%	2025
男は仕事、女は家事・育児といった考えに同意すると回答した市民の割合（性別により固定的な役割分担に対する市民意識）	19.5%	2019	16.5%	2025
多様性を尊重し、支え合う社会（共生社会）が実現していると思う市民の割合	52.8%	2019	70.0%	2025
小・中学校におけるみんなのトイレの設置率	80.0%	2019	96.0%	2025

目標Ⅱ 意思決定の場でのジェンダー平等の推進



方針1 あらゆる場面でのジェンダー平等の推進

(1) 市民の自主的な社会貢献活動への支援とジェンダー平等

施策	取組内容	担当課
地域に根ざしたボランティア・NPO活動を支援します	市民活動センターにて市民活動や協働を推進します	地域のつながり課
	市民活動団体等と市による協働事業を行うとともに、市民活動団体等のスタートアップを支援します	地域のつながり課
さまざまな分野における地域の人材を育成します	「かまサポ！」で市民サポーター制度を案内します	地域共生課
	防災の担い手の育成のため、「自主防災リーダー等研修会」を実施します	総合防災課
	さまざまな分野の指導者を紹介する「生涯学習指導者登録制度」の充実を図ります	生涯学習課
地域社会での方針決定へのジェンダー平等を働きかけます	民生委員役員における女性比率を把握し、改善に向けて検討します。	生活福祉課
	自治会長における女性比率を把握し、改善に向けて検討します。	地域のつながり課
	「鎌倉市PTA連絡協議会」における男性比率を把握し、改善に向けて検討します。	学務課

(2) ジェンダー平等の視点を持つ市民団体や事業者との協働

施策	取組内容	担当課
市民団体等と連携しジェンダー平等社会を推進します	市民団体等とともにジェンダー平等を推進します	地域共生課
	鎌倉女子大学、かまくら子育て支援グループ懇談会と協働で「かまくらママ&パパ's カレッジ特別企画」を開催します	こども支援課
	市民団体と協働で、働きたい女性の就労を支援するためのセミナーを開催します	商工課

方針 2 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

施策	取組内容	担当課
審議会等附属機関への女性委員の登用を推進します	審議会等における女性委員の登用を進め、男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないように努めます	地域共生課
政治や社会経済問題に関する講座等の開催や啓発を推進します	「鎌倉市明るい選挙推進協議会」と連携し、政治を身近に感じてもらうための事業を推進します	選挙管理委員会

(2) 市職員等の女性の登用及び職域拡大

施策	取組内容	担当課
女性の登用を図るため研修機会の充実を図ります	職員の意識改革、能力育成・活用のための研修を実施します	職員課
	女子学生等を対象とした消防職業体験を行います	消防総務課
女性職員の管理職への登用を推進します	「鎌倉市特定事業主行動計画」に基づき、性別に関わりない職務の機会付与及び適切な評価に基づく登用を行います	職員課

★ 指標

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
「男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならない」審議会等の割合	34.9%	2021	100%	毎年度

★ 関連指標（鎌倉市特定事業主行動計画より抜粋）

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
市管理職の職員に占める女性職員の割合	14.2%	2021	20%	2024
市消防職員の職員に占める女性職員の割合	3.7%	2021	4%	2024

目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現



方針1 生活の安定と福祉の充実

(1) 生活困窮者等への支援

施策	取組内容	担当課
経済的に困窮している人を支援し、社会的自立を促します	主任相談支援員・相談支援委員が自立に向けた相談及び個別支援プランの策定などを、生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して実施します	生活福祉課
	生活困窮者の自立促進を図るため、求職活動の相談・支援等を実施します	生活福祉課
	学習支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施します	生活福祉課

(2) ひとり親家庭への支援

施策	取組内容	担当課
ひとり親家庭の相談体制の充実を図ります	子どもの就学・就職・経済的自立などの相談にひとり親家庭自立支援員が応じます	こども相談課

(3) 外国籍市民への支援

施策	取組内容	担当課
窓口等での多言語対応を推進します	市役所などでの手続きや相談時に、市民通訳ボランティアを派遣します	文化課
	多言語音声翻訳アプリの入ったタブレットを使用します	地域共生課
	日本語の理解が十分でない児童・生徒に対し、日本語指導協力者が支援を行います	教育指導課

(4) 子育てのための環境づくり

施策	取組内容	担当課
保育サービスの充実を図ります	保育体制、保育内容の充実を図ります	保育課
	子育ての手助けをしてほしい人、そのお手伝いをしたい人がお互いに助け合う「ファミリーサポートセンター」を運営します	こども相談課
	乳幼児と保護者が自由にくつろげる「子育て支援センター」を運営します	こども相談課
施策	取組内容	担当課
子育てに関する相談体制の充実を図ります	「こどもと家庭の相談室」で専門の相談員がこどもや家庭に関する相談を受けます	こども相談課
	民生委員児童委員が、市民の立場で育児相談を受けます	生活福祉課
	身近な地域で相談が受けられるように「出張相談」を実施するとともに、集団生活で社会性が大きく成長する時期での子育ての悩みに対応するため「5歳児すこやか相談」を実施します	発達支援室
放課後の安全で健やかな居場所づくりに取組みます	放課後の安全で健やかな居場所づくりとして、全小学校で「放課後かまくらっ子」を実施します	青少年課
	子どもたちが自然の中で自由に遊べる「かまくら冒険遊び場」を実施します	こども支援課

(5) 高齢者・障害者介護のための環境づくり

施策	取組内容	担当課
高齢者・障害者介護サービスの充実を図ります	在宅高齢者の市独自の生活支援サービスを充実します	高齢者いきいき課 介護保険課
	在宅障害者の市独自の生活支援サービスを充実します	障害福祉課
介護を支援するための相談体制の充実を図ります	地域包括支援センターで、高齢者介護についての相談を受けます	高齢者いきいき課
	障害者介護を支援するための相談体制の充実を図ります	障害福祉課
高齢者・障害者の社会参画の場づくりを推進します	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である「老人クラブ」の加入を促進します	高齢者いきいき課
	障害者施設や団体が障害者の手作り品やお菓子を販売する「ふれあいショップ」を開催します	障害福祉課

(6) 包括的支援体制の推進

施策	取組内容	担当課
複合的な課題を抱える人の相談に、身近な地域で包括的に対応します	住民に身近な地域での相談体制を拡充し、解きほぐしが求められる複合的な課題への対応など支援を行うための体制を整備します	地域共生課
支援につながりにくい人への見守りなど、地域で伴走する体制を構築します	既存事業所による必要な支援が届いていない人に、社会参加に向けた支援を含め、必要な支援を届けるための体制を整備します	地域共生課

方針2 心とからだの健康づくり

(1) 生涯を通じた健康のための支援

施策	取組内容	担当課
健康に関する情報提供の充実と検診を実施します	子宮頸がん等検診を実施します	市民健康課
	生活習慣病予防プログラムを実施します	市民健康課
気軽なスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります	スポーツに関する指導員の資格等を持つ人が、市内の団体等に実技指導等を行う「鎌倉市生涯スポーツリーダー制度」を実施します	スポーツ課
	市スポーツ施設（4館）でスポーツ教室を実施します	スポーツ課
健康相談の充実を図ります	生活習慣病予防等について、保健師・栄養士による「よろず相談」を実施します	市民健康課

(2) 性と生殖の健康・権利の尊重

施策	取組内容	担当課
妊娠・出産・育児における女性の健康を守ります	子育て世代包括支援センター「ネウボラすくすく」で妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実します	市民健康課
	「母子健康手帳」や健康診査・育児教室の受診票の冊子「すくすく手帳」を交付します	市民健康課
	新生児・乳幼児がいる家庭に、保健師・助産師等が訪問し、成長・発達や育児に関する相談を受けます	市民健康課

(3) 一人ひとりの命を大切にすまちづくり

施策	取組内容	担当課
自殺防止に向け、安心して暮らせる地域づくりを推進します	自殺に傾く人のサインに気づき、話を聞いて、必要な支援につなげることができるよう「ゲートキーパー養成講座」を開催します	市民健康課
	さまざまな困りごとや、よくわからないことについての相談先一覧「かまくらサポートリスト」を配布します	市民健康課

方針3 性犯罪・性暴力対策の推進

(1) 性犯罪・性暴力防止に向けた啓発

施策	取組内容	担当課
性犯罪・性暴力防止に向けた意識啓発を進めます	「若年層の性暴力被害予防月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、性暴力の根絶に向けた啓発活動を行います	地域共生課
	市内の犯罪情報等を取りまとめた「安全安心まちづくり推進ニュース」を発行します	地域のつながり課
	性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を実施します【再掲】	教育指導課

(2) 性犯罪・性暴力に関する相談事業の充実

施策	取組内容	担当課
性犯罪・性暴力に関する相談に、関係機関と連携を取りつつきめ細やかな対応を行います	性犯罪・性暴力に関する相談窓口を周知します	地域共生課

方針 4 防災分野等におけるジェンダー平等の推進

(1) 防災分野等におけるジェンダー平等の視点の強化

施策	取組内容	担当課
ジェンダー平等の視点を取り入れた防災対策を推進します	ジェンダー平等に配慮した避難所等を運営します	総合防災課
災害時における男女共同参画センターとの相互支援体制を形成します	大規模災害発生時に、男女共同参画センターから女性のニーズに応じた物資等の提供が受けられるよう体制を形成します	地域共生課
ジェンダー平等の視点を取り入れた環境問題の取組を推進します	廃棄物の減量化、資源化に関する地域社会のリーダーとして「鎌倉市廃棄物減量化等推進員制度」を実施します	ごみ減量対策課

★ 関連指標 (第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画より抜粋)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場がある市民の割合	56.0%	2019	70.0%	2025
地域で子育てを支えるまちが実現していると感じる市民の割合	43.3%	2019	50.0%	2025
待機児童数	59人	2020	0人	毎年度
平均寿命と健康寿命の差(日常生活における不健康な期間)	男性 1.72 歳 女性 3.68 歳	2018	男性 1.66 歳 女性 3.62 歳	2025

目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり



方針1 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 性別の違いによらない役割分担の促進

施策	取組内容	担当課
家事・育児・介護に関する講座の開催や啓発を推進します	地域包括支援センターにおいて「家族介護教室」を開催します	高齢者いきいき課
	「父子健康手帳」の配布や「妊娠中からの子育て教室」等を行います	市民健康課
	家事・育児・介護に関する講座を開催します	生涯学習課

方針2 働く場でのジェンダー平等の基盤づくり

(1) 雇用機会・労働条件におけるジェンダー平等の実現

施策	取組内容	担当課
労働に関する調査を行い、性別による実態把握に努めます	「労働需要調査」等により、女性の雇用を促進するに当たって課題を把握します	商工課
男女雇用機会均等法や働き方改革関連法などを周知します	「勤労市民ニュース」やホームページ等で働き方関連法など周知を行います	商工課
税制度や社会保障制度の問題点を見直すよう関係機関に働きかけます	どのような世帯形態であっても公平・中立であるよう制度の見直しを、国や関係機関に働きかけます	地域共生課

(2) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

施策	取組内容	担当課
働きたい女性の就労を支援します	働きたい女性のためのセミナー等を行います	商工課
	女性の就労に関する情報をホームページ等で発信します	商工課
総合評価競争入札における女性を積極的に登用する事業者への加点評価を行います	総合評価競争入札において「女性の役員若しくは管理職の登用又は女性技術者の雇用の有無」を評価項目に設定します	契約検査課
関係機関と連携し、事業者へ女性の登用を働きかけます	国や県と連携し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や「えるぼし認定制度」の周知等を図ります	地域共生課

方針3 職場・就業環境の整備

(1) 妊娠・出産・育児・介護等への適切な配慮

施策	取組内容	担当課
育児・介護休業の取得を促進します	金融機関と提携し、育児・介護休業時に低利で融資する「鎌倉市勤労者生活資金融資制度」を実施します	商工課
	育児中の不安や復帰後の不安解消のため、産休中・育休中の職員同士や、復帰後の先輩職員と交流できる機会をつくれます	職員課
	男性職員の育児休暇取得率向上のため、子育てと仕事の両立支援策の周知等を行います	職員課
	子どもが生まれた男性職員に対し、「鎌倉市男性職員向け育児休業・休暇制度のご案内」を配付します	教育総務課 職員課

(2) 労働時間の短縮と多様な働き方の推進

施策	取組内容	担当課
関係機関と連携し、働き方改革の推進を図ります	ホームページ等で働き方改革に関する支援について情報提供します	商工課
多様な働き方についての支援や情報を発信します	「鎌倉テレワーク・ライフスタイル研究会」で、テレワークに関する情報を発信します	商工課

(3) 職場におけるハラスメントの防止

施策	取組内容	担当課
職場におけるハラスメントに関する相談に対応するとともに、被害防止について周知します	ホームページ等でハラスメント防止を周知するとともに、職場の様々な問題に関し「労働相談」「メンタルヘルス相談」を実施します	商工課
	市職員にハラスメント防止研修を行うとともに、相談窓口を周知します	コンプライアンス課

関連指標 (第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画より抜粋)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
仕事と生活のバランスがとれていると感じている市民の割合	52.5%	2019	56.0%	2025

目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力の根絶



方針 1 DV防止の啓発活動の充実

(1) DV防止の啓発活動の充実

施策	取組内容	担当課
配偶者・パートナー等に対する暴力防止の啓発活動を充実します	配偶者等への暴力に対する理解を深めるため、学習機会や啓発活動を充実します	地域共生課

方針 2 DV被害者等への相談体制の整備・充実

(1) 女性相談の充実と包括的支援

施策	取組内容	担当課
女性相談窓口の周知を図ります	女性相談窓口案内カードの配布や、広報で周知します	地域共生課
女性相談の充実を図り、関係課等と連携し支援を行います	女性相談では、専門的知識を有する相談員による相談体制の充実を図り、関係課等と連携し、切れ目のない支援を行います	地域共生課
	女性弁護士が、女性を対象とした法律的な問題についての相談を受けます	地域共生課

(2) 男性被害者のための相談体制づくり

施策	取組内容	担当課
男性からのDV相談に対する体制を整えるとともに周知を図ります	男性被害者からのDVに係る相談を受けとめ、専門の相談窓口へつなぎます	地域共生課

方針 3 DV被害者等の安全確保と自立支援

(1) 一時保護と自立支援の体制づくり

施策	取組内容	担当課
一時保護の支援及び体制を充実します	被害者の安全を確保し、一時保護を行います	地域共生課
DV被害者等の自立に向けた支援を行います	一時保護施設の入所者が生活基盤を整えられるよう支援します	地域共生課



鎌倉市 共生共創部 地域共生課 人権・男女共同参画担当

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話 0467-61-3870

ファックス 0467-23-8700

メール jinken-danjo@city.kamakura.kanagawa.jp

